

事務連絡  
令和6年8月9日

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部  
本部長 内藤 博之 様

三重県県土整備部建築開発課長

三重県における土地差別事案および「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」の周知について

平素より、県行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度、三重県内に勤務する教育公務員が、被差別部落の土地であることを理由に土地購入を避けたい意思表示を行い、また、不動産売買契約後に被差別部落の土地であることを理由に契約の解除を申し出た事案が発生し、買主側の当該教育公務員に対し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下、「差別解消条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、令和6年2月29日に知事による説示（別添1）が実施され、令和6年7月25日付けで県教育委員会による懲戒処分（別添2）が行われました。

差別行為を行った買主は、差別解消条例がめざす人権が尊重される社会の実現に向けて、率先して積極的な役割を果たさなければならない教育公務員であり、処分が行われたものです。

今回の事案においては、媒介を行う宅建業者が差別行為に気づき、県への相談・報告等を適切に対応いただいたところですが、一方で、他の不動産業者（不明）が被差別部落の土地であることを教示したとの情報もありました。

このように、自らが行う媒介等の取引だけでなく、他の取引等においても被差別部落に関する問い合わせに応じることは、差別を助長したり、差別行為に加担したことになり、下記「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成25年4月1日 令和6年4月1日改正 三重県県土整備部建築開発課）に反する行為になります。

つきましては、引き続き人権研修等の啓発のための諸活動を推進すると共に、貴協会会員の皆様に、人権意識の高揚に努めていただくよう、改めて「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」の周知をよろしくお願いいたします。

## 記

「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（抜粋）

### 3 宅地建物取引業者及び宅建業団体の人権問題の解決に向けての責務

#### （1） 宅地建物取引業者の責務

##### ア 信頼性の確保

宅地建物取引業者は、その取引行為において、果たすべき社会的責務について一層自覚し、人権問題に関する社内啓発を推進し、人権意識の高揚に努めます。

イ 取引物件の調査等

宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、又は、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査、報告及び教示をしないこととします。

事務担当

建築開発課宅建業・建築士班

片山

電話059-224-2708

E-mail:kenchiku@pref.mie.lg.jp